

## 会員メーリングリスト利用規程

2009年1月9日制定  
2025年10月25日改訂

### 第1条 <会員メーリングリストの目的>

本メーリングリストは、日本放射光学会会員に対して、本学会の会長、幹事および評議員会より、会員に有益な情報を送付・周知するために活用することを目的とする。

### 第2条 <名称>

このメーリングリストの名称は、『日本放射光学会会員メーリングリスト』とする。

### 第3条 <参加者>

1. 本メーリングリストの参加者は、本学会の正会員、名誉会員、賛助会員、購読会員、および、本学会事務局とする。
2. 本メーリングリストへの参加を希望しない者は、管理者に申し出ることにより、本メーリングリストから除外することができる。

### 第4条 <管理者>

本メーリングリストの管理は、会長および幹事の監督の下、学会事務局がその実務にあたる。

### 第5条 <投稿>

1. 本メーリングリストへの投稿依頼は、原則として会員からのみ受け付ける。会長、幹事あるいは事務局が一旦受け付け、本メーリングリストメンバーからの直接の投稿は認めない。
2. 投稿依頼について、会長あるいは評議員会が下記指針に該当するものを許諾する。
  - ① 本学会の運営にかかわる重要な審議・周知事項に関する案内。
  - ② 本学会が主催する学術会合等の案内。
  - ③ 本学会が共催、協賛、および後援する学術会合の案内で、共通性の高いもの。
  - ④ 本学会の会員からの案内で、会員に有益であると認められる情報。
  - ⑤ その他、会員に広く有益であると認められる情報。

### 第6条 <改訂>

本規程の改訂は、評議員会において行う。